

✿ 民生委員さんって、どんなことをしているの？ ✿



民生委員さんって、どんなことをしている人なの？



民生委員さんは、お年寄りや体の不自由な方など、みんなが安心して暮らせるように、それぞれの担当の地域で、福祉に関する相談にのってくれたり、専門機関を紹介してくれたりするボランティアさんのよ。

✿ 民生委員・児童委員の活動

- 福祉に関する心配事や相談を受け、解決のお手伝い
- 高齢者の健康状態や世帯状況の訪問調査
- ひとり暮らしの高齢者への声かけ・安否確認などの見守り活動
- 福祉に関する情報提供や関係行政機関などへの連絡
- ボランティアグループなどと連携した地域福祉活動



すべての民生委員さんは、児童委員もかねていて、子どもや子育て中のお父さん、お母さんに係わる福祉についても担当しているのよ。（児童福祉法第16条に基づく）

また、民生委員さんの中には、地域の子どもに関する問題を専門に担当している「主任児童委員」さんもいるのよ。

ひとり暮らしの高齢者を狙った悪徳商法の被害防止、家庭内暴力、引きこもりやいじめに関する相談、認知症高齢者のケア、子育てサロンなどへの協力、災害時の安否確認など、民生委員の活動は、多様になってきています。



✿ 主任児童委員の活動

- いじめ・不登校問題の相談や児童虐待の早期発見・対応に向けて、学校や児童相談所など関係機関との連携
- 児童委員との連携による、問題を抱える児童・家庭などへの相談援助



🌻 もっと教えて！民生委員さんのこと 🌻



民生委員さんは、何人くらいいるの？



全国に約23万人。高松市内では定数873名の民生委員・児童委員さんが活動しているのよ。



民生委員さんは、どのように選ばれるの？



民生委員・児童委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会によりその選考が行われ、都道府県知事に推薦されるの。都道府県知事は選ばれた人びとについて都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いたのちに、厚生労働大臣に推薦を行い、厚生労働大臣が委嘱するのよ。



でも、相談したこととか、
他の人に知られたりしない？



だいじょうぶ！民生委員さんには、法律で、仕事で得た秘密を守ること（守秘義務）が、きめられているのよ。

民生委員は、「民生委員法」で、「その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守る」ことが義務付けられています。

また、民生委員になった人には、活動に必要な知識修得のための研修があり、必要に応じて、随時、民生委員・児童委員協議会を通じ福祉に関する情報が伝えられます。



民生委員・児童委員、主任児童委員は、身近な相談相手です！

あなたのお住まいの地域に、民生委員・児童委員、主任児童委員はいます。子育てのこと、学校のこと、介護のこと、経済的なことなど、なんでも構いません。どうぞお近くの民生委員・児童委員、主任児童委員にお気軽にご相談ください。



どこに行けば相談できるの？

あなたのお住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へご連絡ください。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員、主任児童委員がおわかりにならないときは、最寄りの市町の福祉担当課までお問い合わせください。

福祉担当課 まで



地域でこのような活動をしています。

- 孤立した子育てをなくすための活動
- 地域の見守りパトロール
- 子どもに関する困りごとの個別支援活動



お問い合わせ先

高松市地域共生社会推進課 TEL：087-839-2372